



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.2

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026 年 8 月 8 日

Sponsor: Afghanistan, Bangladesh, Cabo Verde, Cambodia, Cote d'Ivoire, Cyprus, Fiji, Grenada, Honduras, Kiribati, Mongolia, Montenegro, New Zealand, Panama, State of Palestine, Timor-Leste, Trinidad and Tobago, Zambia

第 25 回ローマ規程締約国会議は、

国連憲章を想起し、

ローマ規程を想起し、

ICC の決定に賛同しない国があることを残念に思い、

自国の主権を理由に ICC の逮捕状や裁判所の決定への協力を拒否してはならないことを再確認し、

外部からの判事・検察官への制裁や脅迫行為がローマ規程第 70 条の「司法の運営に対する罪」に該当すると確信し、

締約国会議の分担金が不足している事態を不安に思い、

ローマ規程に掲げられた補完性の原則に基づき、重大な国際犯罪に対する捜査および訴追を行う第一義的な責任は各締約国に帰属することを再確認し、

補完性の原則を実効的に機能させるためには、すべての締約国が国内法において国際犯罪に対処できる十分な法制度および司法インフラを備えていることが不可欠であることを認識し、

自国周辺の法の支配が確立されることによる安全保障場の利益があることを考慮し、

1. ICC 締約国会議に対して、ICC の決定に協力しない国へ、締約国会議や国連安全保障理事会を通じて以下のような外交的・経済的措置を導入することを要請する：
 - a. 経済制裁は、ある国の ICC への寄付金が、事前に国際会議で定められその国の同意を得た量に満たない場合に発動する、
 - b. その際該当国には調査が入り、十分な支払い能力がないことが認められた場合は制裁が撤回され、国際社会により支払えない分の補償が行われる；
2. すべての ICC 加盟国に対し、現職国家元首の免責は認められないことを再確認し、a を提案し、b を強く奨励する：
 - a. 民主的な手段で選出されている現職国家元首の逮捕や拘束を可能にする事の出来る仕組みを整える事、
 - b. 民主的な手段以外で選出、君臨している現職国家元首の逮捕や拘束を可能にする事の出来る仕組みを整える事；
3. ICC の判事および検察官の選任手続きにおける政治的影響力を排除し、中立性と専門性を確保するため、以下の措置を講じることを要請する：

- a. 締約国会議のもとに、政治から独立した専門家のみで構成される選考評価委員会の設置、
- b. 政治的対話や国別割り当てを排除し、法的実績および倫理観を主とした客観的基準に基づく候補者選定の実施；
4. ICC 締約国会議に対し、経済的困難や不可抗力により分担金の支払いが困難な国への以下の配慮とサポート体制を拡充するように促す：
 - a. 支払いが一時的に困難な国に対する、手続き上の猶予期間の設定や相談窓口の整備、
 - b. 分担金納付手続きをスムーズに行うための行政的なアドバイスや情報提供の実施；
5. 国際刑事裁判所（ICC）事務局および先進国に対し、地域の法的・文化的特性を考慮した実効的な支援体制を構築することを奨励する：
 - a. 地域機関や既存の司法ネットワークと連携し、類似の法体系を持つ近隣国同士でのノウハウ共有や共同研修を促進すること、
 - b. 国の法整備および裁判能力の進捗状況を定期的に評価し、支援が必要な分野に応じた柔軟かつ長期的・段階的な支援計画を策定すること；
6. ICC 締約国会議に対し、不都合な捜査対象の拡大や判決に対して国家が判事や検察官個人およびその家族に対し行う経済的制裁、渡航制限、司法妨害等のいかなる圧力的威嚇も認められないこと再認識し、以下のように保護措置を講じることを要請する：
 - a. 独自に捜査対象を決定・拡大する判事および検察官の身分・外交特権・免責権を厳格に保護・尊重すること、
 - b. 外部からの脅迫や制裁に対抗するため、締約国会議（ASP）を通じて判事・検察官への法的・外交的・安全保障上の保護支援枠組みを構築すること；
7. ICC 締約国において、先進国による支援の分担は以下のことに注意して決定する：
 - a. 国連や ICC の分担金の割合に注意し、締約国内での経済規模を参考にすること、
 - b. 自国の周辺国を特に支援すること、
 - c. 資金、人材、技術の支援内容を詳細に明確化し、支援の透明性を確保すること；
8. ICC 職員に対して、ICC 非加盟国からの制裁や圧力がかった際に、加盟国全体で共同声明を出すことを訴える。